# あなたと友だちをまもるために

## 1 被害にあった人の気持ち

事件や事故でけがをした人や大切な人をなくした人は、とてもつらい思いをします。



👉 そういう人を助け、支えることが大切です。

## 2 二次的被害ってなに？



被害にあった人は、まわりの人の言葉や行動で、さらにきずついてしまうことがあります。

👉 「あなたも悪い」「がんばれ」などの心ない一言や、被害のことをまわりに勝手に話してしまうこともそうです。

## 3 自分の体をまもろう

自分の体は、自分だけの大切なもの。
水着や服でかくれる部分はとくに大切です。
大切な部分にいやなことをされたら、すぐに相談しましょう。

👉 茨城県には、被害にあった人を守るきまりごと（条例　じょうれい）があります。

## 4 相談してみよう

「これは犯罪かな？」と思っても大丈夫。



👉 ひとりでかかえこまず、まずは安心できる大人や相談窓口に相談してみることが大切です。

## 5 👇このような相談窓口があります

| | |
|---|---|
| 子どもホットライン　☎029-221-8181 | いじめ・不登校など |
| いばらき子どもSNS相談 | LINE・ネットで相談できる |
| いばらき被害者支援センター　☎029-232-2736 | 犯罪にあった人のための窓口 |
| ☎#8891「はやくワンストップ」 | 性被害の相談窓口 |
| ☎#8103「ハートさん」 | 警察の性被害相談窓口 |
| 茨城県警察 少年サポートセンター　☎029-231-0900 | 暴力やおどしを受けた時 |
| 近くの警察署　☎１１０番 | いま危険なとき |



**ひとりで悩まないで。あなたの相談を聴いてくれる人がいます。**

－茨城県－